

厚生労働省発基労 0710 第2号

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

別紙「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、
貴会の意見を求める。

平成25年7月10日

厚生労働大臣 田村 憲久

労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 業務上の疾病の範囲の改正

労働基準法施行規則別表第一の二に規定する業務上の疾病の範囲に、次に掲げる疾病を追加するものとする。

- (一) テレビン油にさらされる業務による皮膚疾患
- (二) ベリリウムにさらされる業務による肺がん
- (三) 一・二―ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん
- (四) ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん

第二 施行期日

この省令は、平成二十五年十月一日から施行するものとする。